

序章 緑の基本計画の概要



序章 緑の基本計画の概要



序－１ 計画の背景と目的

蟹江町（以下「当町」という。）は、愛知県の西南部に位置し、東は名古屋市、北は津島市、あま市、西は愛西市、南は弥富市に接しています。町内には蟹江川・日光川・福田川などが南北に流れ、伊勢湾に注いでいます。全域が海拔ゼロメートル地帯にあり、大小の河川面積が総面積の5分の1を占めるという地域特性をもっています。

「蟹江町緑の基本計画」は、当町の「緑」の現状を踏まえ、当町が有する地域特性をいかしながら、緑が持っている多様な機能を活用し、良好な都市環境の創出と、町の魅力向上を図っていくための方針を示したものであり、都市緑地法に基づいて平成22年度に町が策定したものです。

しかし、策定から10年が経過し、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、平成29年の都市緑地法の改正など、「緑」に関わる状況も変化しています。

そのため、これらの社会情勢や法改正、また、新たに策定された上位計画との整合を図るため、前回計画の改定を行うこととしました。

改定にあたり、環境問題や地震などへの防災対策、人口減少に対応する安心・安全で魅力的な暮らしに向けた取組など、町を取り巻く課題を「緑」の視点から検討していきます。そして、公園や緑地の整備・管理方針、公共施設や住宅地・商業施設などの民間施設の緑化について、町民の意見を反映しながら、将来の望ましい姿とその実現に向けた施策を示していきます。

本計画に基づき、住民、事業者、行政が協働し、緑あふれる魅力的なまちづくりを推進していきます。



序－2 緑の基本計画の位置づけ

1. 対象区域

対象区域は、当町全域（都市計画区域）とします。

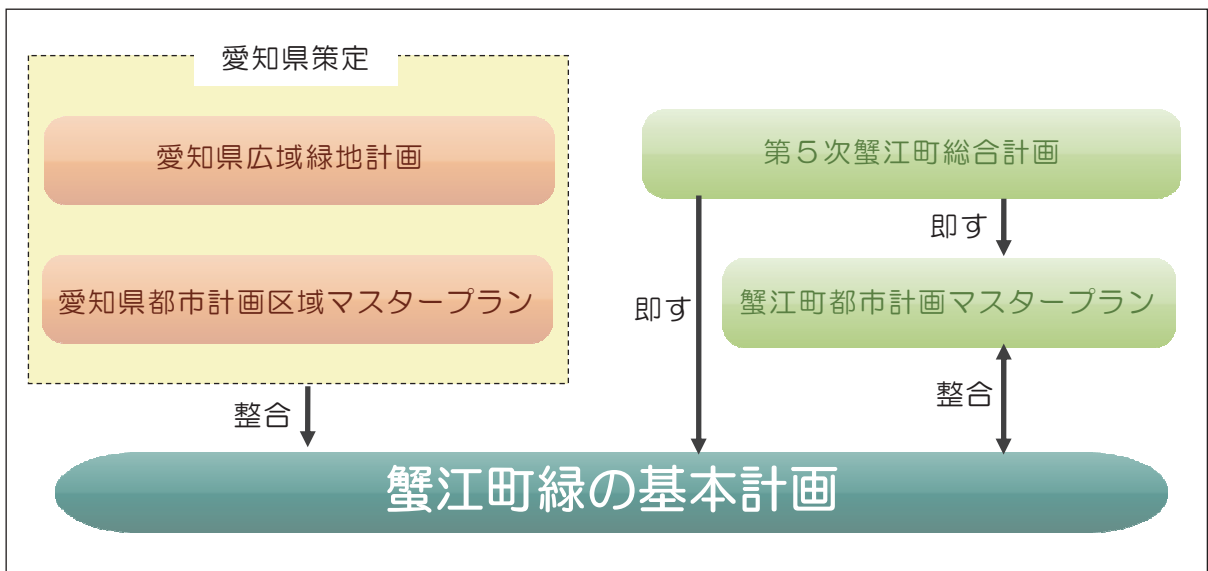
2. 計画の期間

計画の期間は、蟹江町都市計画マスタープランとの整合を図り、計画基準年次を令和2年度（西暦 2020 年度）とします。計画目標年次は、10 年後の令和12 年度（西暦 2030 年）とします。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、県計画である「愛知県広域緑地計画」、「愛知県都市計画区域マスタープラン」と当町の上位計画となる「第5次蟹江町総合計画」、「蟹江町都市計画マスタープラン」を踏まえて策定します。

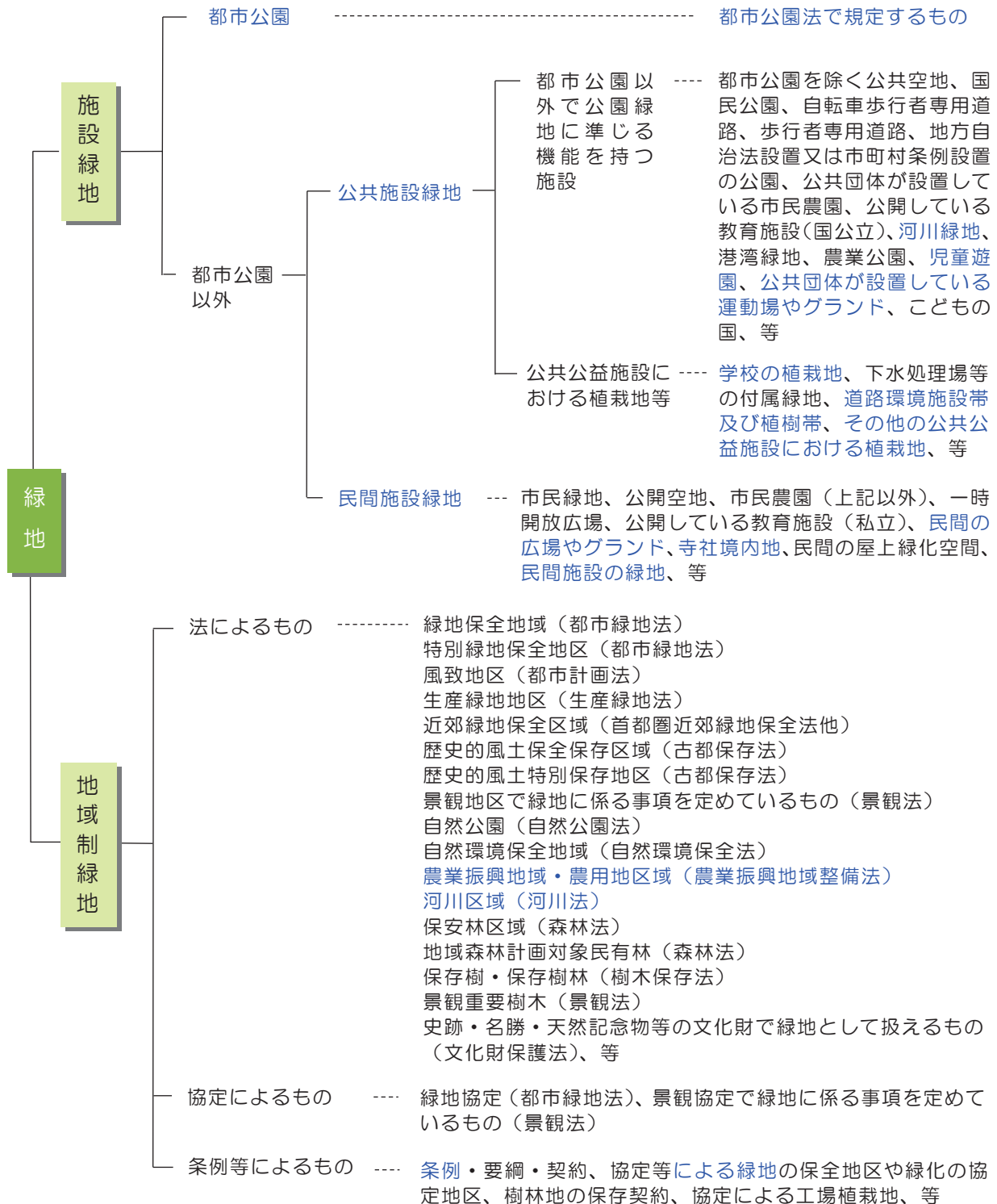
■本計画の位置づけ



4. 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画は、以下の「緑地」を対象とします。

■緑の基本計画の対象とする「緑地」



※青文字が当町で対象となる緑地(現況)